

兵庫県強靱化計画

～みんなでつくる 災害に強い県土空間～

令和8年3月

兵 庫 県

< 目 次 >

I	はじめに	
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
II	基本的考え方	
1	基本目標	2
2	強靱化を推進する上での基本方針	2
3	特に配慮すべき事項	3
III	リスクに対する脆弱性評価	
1	想定するリスク	6
2	脆弱性評価	7
3	起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	8
IV	強靱化に向けた推進方針	10
V	計画の推進	29
	【別紙1】脆弱性評価結果	
	【別紙2】強靱化を推進する主な事業	
	【別紙3】重要業績指標	

I はじめに

1 趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であった。6,000名を超える死者のうち直接死の約8割が倒壊家屋による圧迫等が原因で亡くなった。また、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した。

本県では、その後も、平成16年10月台風第23号、平成21年8月台風第9号、平成26年8月豪雨など多くの自然災害に見舞われている。

また、平成23年3月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

近年では、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号、令和元年の台風第19号、令和6年の能登半島地震等により被害が発生し、新たな課題が浮き彫りになっている。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題である。

これらの課題に対応するため、本県では、災害の経験と教訓を「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」「繋ぐ」を基本姿勢に、総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」をはじめ、様々な分野別計画に基づき、県民、事業者、市町等と連携しつつ、幅広い取組を進めている。

加えて、大規模災害には、広域的な対応が欠かせない。本県が広域防災の事務局を担う関西広域連合では、関西全体の大規模広域災害への対応方針や手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定しており、防災連携対策の充実を図っている。

こうした中、国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定された。平成30年12月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、計画が改定された。

本県としても、こうした国の動向を踏まえつつ、近年の災害の経験と教訓をもとに、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を改めて定めるため、平成28年1月に策定した「兵庫県強靱化計画」を改定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定める。

3 計画期間

令和7年度から令和10年度

II 基本的考え方

1 基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、県土の強靱化を図る。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

2 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

- ・本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、県だけでなく国、市町、事業者、県民など多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。
- ・神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路という個性豊かな五国の多様性を生かす。
- ・関西広域連合での一体的な取組により、近隣府県等への広域応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（県、国、市町）と民（事業者、県民）が役割分担して取り組む。
- ・防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本県を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信や科学的知見に基づく研究開発を推進するとともに、その普及啓発を図る。

- ・社会資本整備にあたっては、測量・設計・施工等の全ての建設生産プロセスにおいて、ICT等最新技術を活用し、生産性の向上を図る。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震・津波対策、都道府県初の総合治水条例に基づく総合的な治水対策、県民緑税（県民税均等割の超過課税）を活用した災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び美しい景観の維持・創出に配慮して施策を推進する。

②ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- ・各地域における担い手を育成・確保するため、全国一の組織率である自主防災組織への支援や、兵庫県立舞子高校環境防災科や兵庫県立大学等における防災教育、ひょうご防災リーダーの育成、人と防災未来センターにおける災害対策専門研修の実施など、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、阪神・淡路大震災から広がった災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害時要援護者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成30年は、大阪府北部を震源とする地震、7月豪雨、台風第20号、台風第21号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、災害時において、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能維持が重要であることについて、多くの知見を得た。以下に、本県にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・武庫川、市川の下流部等、河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・引原ダムでは、事前放流を行ったものの、異常洪水時防災操作に至ったことなどから、堤体の嵩上げ等による既存ダムのさらなる機能強化や、千苺ダム等の利水ダムを含む、ダムにおける事前放流等が必要であること
- ・豪雨等により発生する鉄道施設付近の斜面の崩落、地下駅の浸水に加え、浸水の恐れがある鉄道車両基地からの車両避難等の対策が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること

あること

- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること
- ・災害拠点病院等について、診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するための設備の増設等が必要であること

(2) 市町との連携による県土強靱化の推進

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方自治体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、市町における計画策定の促進も図りつつ、県下の自治体が一体となって強靱化施策を推進し、災害に強い県土空間を構築する。

【阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信】

- 未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災は、我々に社会が抱える様々な課題を突きつけた。本県では、単に震災前の状態に回復するだけでなく、高齢化が進む社会での生活再建や災害に強い安全なまちづくりなど、21世紀の成熟社会における諸課題に先導的に対応する「創造的復興」を目指し、施策を展開してきた。
- 震災の経験や教訓を内外に発信し、防災・減災に取り組む国際的な拠点として、人と防災未来センターを神戸東部新都心に整備し、運営している。同センターは震災博物館機能に加え、防災に関する調査研究機能、専門人材の養成機能、大規模災害の復旧・復興のアドバイス機能を有している。神戸東部新都心には、アジア防災センターや国連防災機関駐日事務所などの国際的な防災関係機関が集積し、国際防災・人道支援拠点が形成されている。
- 震災の教訓を踏まえ、災害時における全県的な応急活動拠点として、三木広域防災拠点を整備した。同拠点内には、兵庫県広域防災センターや兵庫県消防学校のほか、実物大の建造物の破壊過程を調べ、被害軽減のためのデータを取得する E-ディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設（防災科学技術研究所 兵庫耐震工学研究センター））等が設置されている。
- 平成 17 年には、神戸市で第 2 回国連防災世界会議が開催され、21 世紀の国際防災戦略である「兵庫行動枠組」が採択された。
- これらの実績に対し、平成 22 年に、兵庫県は国連から災害に強い都市として、世界で最初のロールモデル（模範都市）に認定され、兵庫県知事はチャンピオン（防災・減災リーダー）に任命された。平成 27 年に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議では、兵庫県知事は日本で唯一のチャンピオンとして、阪神・淡路大震災からの 20 年にわたる復興の取組から得た教訓を発信するとともに、新たな防災枠組みに向けて提言を行った。
- 震災から 30 年を迎え、震災を経験していない県民が増加する中、これまでの本県の経験や教訓を次の世代に伝えるとともに、内外の防災・減災対策の推進に生かしていかなければならない。「震災を風化させない-『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』『繋ぐ』」を基本姿勢に、本県は、世界における防災・減災の牽引役として、阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信と、これを生かした減災社会の実現に一層取り組んでいく。

Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画では、県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層・上町断層等活断層地震、日本海地震等の地震災害に加え、豪雨災害、土砂災害、高潮災害などの風水害を想定する。

<参考1>過去の地震災害 ※兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745. 6. 15 (天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15)	7.0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	81/4~8.5	
10	1449. 5. 13 (文安6 (宝徳1) . 4. 12)	53/4~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6.0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13)	71/2±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	71/4~7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28)	61/4	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6.1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正 14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5.2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和 38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

＜参考 2＞過去の主な風水害

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	県内の主な被災地域
梅 雨 前 線 等	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1～2	44 人	19 人	東播磨
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3～5	731 人	1,463 人	神戸
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24～28	41 人	119 人	阪神、淡路、東播磨
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神、淡路
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17～18	22 人	100 人	西播磨
	平成 26 年 8 月豪雨	平成 26. 8. 16～17	2 人	4 人	丹波
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30. 7. 6～7	2 人	11 人	全域
台 風	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1,523 人	神戸、但馬、淡路
	枕崎台風	昭和 20. 9. 17～18	19 人	62 人	西播磨、但馬
	阿久根台風	昭和 20. 10. 8～11	231 人	92 人	西播磨、東播磨、但馬
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	全域
	伊勢湾台風	昭和 34. 9. 26	19 人	242 人	但馬、丹波
	台風第 16 号	昭和 35. 8. 29	32 人	65 人	神戸、阪神
	第 2 室戸台風	昭和 36. 9. 16	10 人	134 人	神戸、阪神、但馬、淡路
	台風第 23、24 号	昭和 40. 9. 10～17	39 人	765 人	全域
	前線及び台風第 17 号	昭和 51. 9. 8～13	16 人	41 人	西播磨
			行方不明 3 人		
	前線及び台風第 10 号	昭和 58. 9. 24～29	13 人	16 人	東播磨、丹波
			行方不明 1 人		
	前線及び台風第 19 号	平成 2. 9. 17～20	2 人	12 人	全域
台風第 23 号	平成 16. 10. 20～21	26 人	134 人	但馬、淡路	
台風第 9 号	平成 21. 8. 9～10	20 人	7 人	西播磨	
		行方不明 2 人			
台風第 21 号	平成 30. 9. 4	0 人	60 人	神戸、阪神	

(注) 流出土砂量の大きかったもの、高潮等による海岸被災箇所が多かったもの等も掲載

2 脆弱性評価

(1) 評価手順

- ①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」を設定 (43 類型)
- ②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

(2) 評価結果

【別紙 1】のとおり

3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

※ 一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針（次章）は施策分野別に括り直して記載。起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係は下表のとおり。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 県土保全	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○				○					○
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○											
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○								○		○		
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○					○	○						
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生						○					○		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○		○			○					
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○						○		○			
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足									○		○		○
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱										○			
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺					○			○		○	○		○
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生										○			
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱							○			○			
3-2	首都の機能不全													○
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下										○			○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○					○		○					
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						○							
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態						○		○		○		○	

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 県土保全	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	12 老朽化対策	13 広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
5 経済活動を機能不全に陥らせない														
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○							
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	○					○	○						
5-3	コンビナート施設の損壊、火災、爆発等						○							
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響							○						
5-5	幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○						○					○	
5-6	食料等の安定供給の停滞			○				○						
5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			○										
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
6-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止			○										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○									○	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								○	○	
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止					○		○					○	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全											○	○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない														
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○					○	○		○			
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生							○	○					
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		○				○	○						
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○					○			○		○	○	
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大							○						
7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃	○	○					○						
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○										
8-2	より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態											○		
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○												
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○		○	○		
8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○									○		
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響							○						○

IV 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

1 県土保全

(1) 津波対策

- レベル1 津波（発生頻度の高い津波）に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。【農林水産部】【土木部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。【農林水産部】【土木部】
- レベル2 津波（最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。【農林水産部】【土木部】
- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。【土木部】

(2) 治水対策

a. 総合的な治水対策

- 近年、激甚化・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダム機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。特に、人口・資産が高度に集積する武庫川・市川等における甚大な被害を未然に防ぐため、河道対策等を強力に推進する。【土木部】
- 河川の中上流部対策について、浸水実績のあった箇所だけでなく、事前防災対策として、家屋等に浸水の恐れがある箇所も、上下流バランスを配慮しながら、局所的な対策を推進する。【土木部】
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、中小河川も含めた県下の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【土木部】
- 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂等を撤去し、事前防災対策を推進する。【土木部】
- 既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備を進め、利水ダムを含む全ての既存ダムにおいて事前放流を積極的に導入する。【農林水産部】【土木部】
- ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【農林水産部】【土木部】

b. 高潮・越波対策

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。特に、平成30年台風第21号により高潮被害が発生した地区については、必要な防護高さを再設定した上で、再度災害防止対策を行う。また、台風第21号による高

潮被害が発生していない地区についても、今後の高潮被害に備えるため「兵庫県高潮対策10箇年計画」を策定し高潮対策に計画的に取り組む。【農林水産部】【土木部】

- 越波による浸水被害や海岸侵食から背後地を守るため離岸堤等の整備を推進する。【土木部】
- 想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、市町、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する。【危機管理部】

c. ため池の減災対策・整備推進

- ため池管理者を対象とした管理技術の講習会の開催や「ため池保全サポートセンター」による巡回点検を通じた現地指導、豪雨に備えた事前放流の取り組みなど、管理者による適正な管理活動を支援する。【農林水産部】
- 決壊による災害を未然に防止するため、「ため池防災工事等推進計画（R3～R12年度）」に基づき、危険度の高いため池の改修整備や利用実態のないため池の廃止を推進する。【農林水産部】

(3) 山地防災・土砂災害対策

a. 土砂災害対策

- 砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所で重点的に整備を進める。【農林水産部】【土木部】
- 河川上流部の土砂・洪水氾濫を事前に防止するため、流域が大きい荒廃した溪流や河川上流部に砂防堰堤を配置し対策を推進する。【土木部】
- 砂防堰堤の土砂捕捉空間を確保するため、計画的に堆積土砂を撤去し、事前防災対策を推進する。【土木部】
- R区域内の既存不適格住宅の移転又は既存不適格住宅・建築物（ホテル・旅館）の改修を住宅・建築物安全ストック形成事業等により促進するため、既存住宅の除却や移転先住居の建設・購入、既存建物の防護壁等の整備について市町と連携して支援する。【土木部】

b. 災害に強い森づくり等の推進

- 市町と連携した公的関与の充実により人工林の間伐を推進する「森林管理100%作戦」のほか、県民緑税を活用した緊急防災林整備（危険渓流域の対策）や針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備など「災害に強い森づくり」の推進により森林の防災機能の強化を図る。【農林水産部】

c. 森林の保全管理

- 森林環境譲与税を活用し、市町による非経済林における森林整備を促進する。【農林水産部】
- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、加古川地域森林計画区ほか2計画区において間伐等の森林整備を推進する。【農林水産部】

d. 野生鳥獣対策の推進

- 一部の野生鳥獣の生息数・生息範囲の拡大により、森林の下層植生が食害によって消失し、土壌流出等が生じているため、科学的データに基づき、地域の実情に応じた野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する。【環境部】

e. 自然公園の適切な管理

- 豊かな自然の有する防災機能を維持するため、自然公園内の無秩序な開発行為を法令に基づき適切に管理する。また、ビジターセンターや、登山道等の自然公園施設については、保守点検等により状態を把握し、老朽化が進んだ施設の適切な整備・長寿命化対策を推進する。【農林水産部】【環境部】

2 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

a. 建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化に向け、市町等と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策、学校、警察施設等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。【まちづくり部】【教育委員会】【警察本部】
- 県営住宅の耐震化を進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等を推進する。【まちづくり部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町と連携し、耐震診断や耐震改修等への助成や建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。【まちづくり部】
- 鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震化を、市町と連携して支援する。【土木部】
- 私立学校施設について、引き続き学校法人に耐震対策を要請するとともに、国へ国庫補助充実に向けた要望を行う。県としては、耐震化の更なる進展に寄与するため、耐震化の支援を引き続き実施する。【総務部】

b. 文化財等の耐災害性の向上

- 文化財建造物の防火・防犯設備の点検・整備や耐震化、防災訓練を実施するなど、文化財の防災対策を強化する。博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【教育委員会】

(2) 都市防災対策

a. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、無接道敷地の解消や公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【まちづくり部】

- 都市の中心市街地等で細分化された土地においては、老朽住宅等の建替えや公共施設の整備などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地整備事業を推進する。【まちづくり部】

b. 地籍調査の実施

- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。【農林水産部】

(3) 宅地防災対策

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を県民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む。【土木部】
- 都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法の規制により、盛土等が生じる宅地造成に対して擁壁や排水施設を適切に設置させることで、宅地造成に伴う災害を防止する。【まちづくり部】
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画により、市町が実施する空き家対策施策に関して、情報提供や支援策、相談体制の整備を進める。【まちづくり部】
- 災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市町による土砂等の一括撤去を促進する。【土木部】
- 孤立するおそれのある県内の対象全集落では、すでに衛星携帯電話、防災行政無線などを含めて災害時の何らかの連絡手段が市町により確保されているとともに、県においてヘリによるつり下げが可能な地点の座標設定と登録を行ったことから、今後は市町に対し、孤立した場合の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練の実施を促していく。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。【危機管理部】

3 ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの機能強化

a. 電力施設、水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化等

- 電力事業者による電力施設の耐震性・耐浪性の確保とともに、電力需給に著しい不均衡が生じる場合を想定して、電力事業者と電力広域的運営推進機関等との連携による電力の緊急融通の体制整備を促進する。【危機管理部】
- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。【土木部】
- 上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、施設の耐震性能の把握とともに水道事業者へ国の交付金制度を活用した計画的な耐震化等の施設整備を働きかけるとともに、国に対して水道事業に対する交付金の採択要件の緩和及び交付率引き上げ等の財政支援の拡充を求める。【土木部】
- 水道管路については、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、

計画的に耐震性能の向上に努める。また、災害時のバックアップ機能確保を目的とした系統間連絡管路を整備する。【企業庁】

- 工業用水道管路については、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、老朽化した管路の更新に合わせ計画的に耐震性能の向上に努める。管路以外の老朽化設備は計画的に維持管理・更新を行う。【企業庁】
- 埋設ガス管の耐震化については、校舎等の耐震化完了後、老朽化対策と併せて推進する。【教育委員会】
- 全ての流域下水道において下水の全量を簡易処理（沈殿・消毒処理）できるよう、処理場・ポンプ場の耐震化、耐水化及び非常用電源の確保を推進する。【土木部】
- 下水道施設の耐震化対策及び浸水対策を促進する。【土木部】

b. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数(30万人)を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。【危機管理部】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を依頼する。【農林水産部】
- 日本水道協会兵庫県支部と合同で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を実施し、大規模災害時の対応力の強化を図る。【土木部】
- 渇水時に活用できる代替水源や用水の確保、水利用の広域化を推進する。【企画部】【土木部】【企業庁】

c. 各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保

- 県民が各家庭で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、県内スーパー等を通じて啓発する。【危機管理部】
- 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する。【危機管理部】
- ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する。【危機管理部】
- 県民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用~~の~~蓄電池、燃料電池等の導入を促進する。【環境部】
- 地域において再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、バイオマス由来熱エネルギー供給等）、コージェネレーション、燃料電池の導入を促進するなど、自立・分散型エネルギーを供給する仕組みづくりを進める。【企画部】【環境部】

d. 食品産業事業者等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。【農林水産部】

e. ライフライン関係事業者の防災対策

- 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する。【危機管理部】
- ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する。【危機管理部】
- 通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する。【危機管理部】
- 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。【危機管理部】

f. 太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備

- 北近畿におけるLNG基地や広域ガスパイプラインの整備を進めるため、整備構想案を策定し、国に対してネットワークの整備促進を求める。【企画部】

(2) 災害廃棄物対策

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有を行うとともに、仮置場の確保や域内処理が困難な場合は、県・市町間における相互応援協定を活用して仮置場の融通や応援に必要な人材・資機材の調整を行う。災害廃棄物処理に係る民間事業者との連携促進として、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、神戸市安全協力会、(一社)日本建設業連合会関西支部、兵庫県環境整備事業協同組合、兵庫県環境事業商工組合との応援協定の運用を行うとともに、新たに申し出のあった民間事業者等とも応援協定を締結する。【環境部】
- 県・市町職員等への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、県及び市町の連携を確認するとともに、職員のスキルアップを図る。【環境部】
- 建築物等の解体時におけるアスベストを含む粉じんの飛散防止対策を推進する。【環境部】

4 保健・医療

a. 医療施設の耐震化

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う県有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【危機管理部】
- 医療施設については、医療提供体制施設整備交付金の活用など、耐震改修の支援により耐震化を推進する。社会福祉施設については、老朽化改築の支援により耐震化を推進する。【保健医療部】
- 県立病院については、令和7年3月時点の耐震化率は96.3%であるが、建替整備終了時には耐震化率100%となるよう建替整備を計画的に進める。【病院局】

b. 病院等医療機関における非常用電源等の確保

- 災害時における電力の供給の途絶に備え、災害拠点病院等の診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するため、自家発電装置や燃料タンク等の設置を支援する。【保健医療部】
- 県立病院において、災害時に非常用発電装置の機能が確保されるよう、維持、補修、燃料の備蓄を行う。【病院局】

c. 救急・医療体制の充実

- 兵庫県消防学校において救急救命士養成課程を実施することにより、市町消防機関が行う救急救命士の救急隊への配置充実を支援する。【危機管理部】
- 被災時における多数の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化に取り組む。【保健医療部】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。【福祉部】

d. 被災地における感染症対策に係る体制の構築

- 被災地における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、市町に働きかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。【保健医療部】

e. 避難者の健康の確保

- 災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを県・市町が連携・調整し円滑に実施するための体制を整備する。【危機管理部】【保健医療部】【教育委員会】

5 情報・通信

a. 情報発信の耐災害性向上

- 災害情報を収集するフェニックス防災システムについて、停電時でも情報通信手段を確保できるよう、UPS電源や庁舎自家発電設備を整備する。また、民間の情報通信手段の遮断に備え、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できる通信システムを構築する。【危機管理部】
- 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性の高い通信ネットワークやリモートアクセスシステムの構築、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【総務部】【企画部】
- 教育用に県立学校内に整備するWi-Fi環境について、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されることから、環境の確保を図る。【教育委員会】
- 県、市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専

用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。【危機管理部】

- 県警本部の代替施設の回線、非常電源、通信状況を検証するため、災害警備本部移転訓練を継続して実施する。【警察本部】
- 大津波警報等が発表されたことを認知したときは、発表内容及び津波の到達予想時間等の伝達が、関係所属や現場において勤務している警察官へ直ちに情報伝達がなされるよう、情報伝達訓練を実施する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、迅速な被害状況の把握や災害警備態勢の立ち上げに向けた検証を実施する。【警察本部】
- 警察車両に搭載されているカーロケシステムの映像情報送信機能や現場警察官が携帯するデータ端末の一斉指令機能、掲示板機能、画像送信機能など、ITを活用した情報収集手段の多様化を推進する。【警察本部】
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。【警察本部】

b. 情報提供手段の多様化

- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、市町、消防、警察等の関係機関、外国人を含む県民及び旅行者へ防災情報を確実かつ迅速に提供できるよう、情報提供手段の多様化を着実に推進する。【危機管理部】
- 大規模災害発生時における外国人県民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人県民等からの相談・問合せに対応できる体制を整備する。【産業労働部】
- 広く県民に防犯情報の提供を行うため、広報媒体である「ひょうご防犯ネット+ (プラス)」の利用者拡大と、コンテンツの拡充を図る。【警察本部】

c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、「フェニックス防災システム」など総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【危機管理部】【土木部】
- 雨量、河川水位、河川監視カメラ画像を、インターネットやデータ放送 (Dボタン) により広く県民に提供する。また、データの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化、データの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う。
- 県民がより危険度を認識できるよう、インターネットで提供している1kmメッシュごとの土砂災害危険度予測情報について画面表示等の改善を行う。【土木部】
- 市町が避難指示の発令判断や水防活動に活用できるよう、6時間先までの河川水位や氾濫状況について予測する「河川氾濫予測システム」を構築して配信。引き続き、当該システムの予測精度向上を行う。また、土砂災害警戒区域 (Y区域) ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」の市町における構築を促進する。【土木部】

6 産業

a. 県内事業所BCP策定の推進

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、専門家によるセミナーや講座等のプログラムを提供してBCP策定の伴走型支援を行うことにより、県内事業所のBCPの策定を促進する。
【危機管理部】【産業労働部】

b. サプライチェーンの強化

- 災害時にサプライチェーンを維持するため、BCP策定と併せて、拠点の多重化・分散化、調達先や販売先の複数化、同業者との連携等を行うよう、啓発を行う。【産業労働部】

c. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- 県内事業所が策定するBCPに基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【産業労働部】

d. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化

- 石油コンビナートの消防防災体制を充実強化するため、特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携して総合防災訓練を計画的に実施する。【危機管理部】
- 県が実施する石油コンビナートでの合同防災訓練において、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）復旧や道路啓開等の実戦的訓練を実施する。【危機管理部】
- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、所管消防本部と連携して指導を行う。【危機管理部】

e. ガス、石油、有害物質取扱事業者の災害対応力強化

- 高圧ガス設備のうち、①東日本大震災で破断事故が発生した鋼管ブレースを有する球形貯槽、②地震による損傷等が事業所外に損害を与える恐れがある可燃性・毒性ガスの貯槽については、事業所が策定した改修計画に基づき耐震化を推進する。【危機管理部】
- 高圧ガス関係事業所は、可燃性・毒性ガス設備からの漏洩被害想定を行い、必要に応じ軽減対策等に取り組むとともに、流出防止のため設備緊急停止、保安設備の稼働、緊急移送等所要の作業に係る手順を定め、定期的に教育訓練を実施する。また、県は関係事業所に対し危害予防規程に基づく教育訓練等の実施を指導する。【危機管理部】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。【危機管理部】【保健医療部】

f. 農地・農業水利施設等の保全管理

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林水産部】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設

の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【農林水産部】

- 基幹的農業用水利施設については、施設の重要度に応じて、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう耐震性能の向上を推進する。【農林水産部】
- 「田んぼダム」の取組を拡大させるため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を推進する。【農林水産部】

g. 失業者に対する早期再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【産業労働部】

7 交通・物流

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える高規格道路の整備を図るとともに、その他幹線道路の2車線化や代替性の高い道路網の構築等を推進する。【土木部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等の耐震化を進める。【農林水産部】【土木部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路の法面の落石・崩壊対策等を進める。【土木部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【土木部】
- 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域における生活基盤を支える重要な役割を果たしていることから、地域森林計画に基づいた開設や拡張を進める。【農林水産部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【土木部】
- 緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を早急に確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行える体制を整備する。【土木部】
- 発災後、鳴門海峡周辺地域において発生した避難者が、大鳴門橋自転車道を緊急避難路として利用できるよう、関係機関との連携体制整備を図る。【土木部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報の的確な把握と迅速な輸送路啓開を行えるよう、関係機関との連携等による装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【警察本部】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を中長期的に推進する。【警察本部】

b. 港湾機能の強化

- 姫路港等の県管理港湾について、海上からのアクセスポイントとして災害時に使用できるよう機能堅持に努めるとともに、神戸港を含む近隣港湾との連携強化を図る。【土木部】

〔県管理港湾〕

種 別	港 名
国際拠点港湾	姫路
重要港湾	尼崎西宮芦屋、東播磨
地方港湾	明石、江井ヶ島、相生、坂越、赤穂、古池、家島、岩屋、淡路交流の翼、浦、津名、洲本、由良、阿万、福良、津井、湊、都志、山田、江井、郡家、室津、津居山、竹野、柴山

- 港湾施設の同時多発被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、港湾BCPの策定を進める。【土木部】
- 非常時における海上輸送ネットワークの確保、航路閉塞による航行船舶への二次災害の発生を防止するため、迅速・円滑な航路啓開や動静監視等を行うための体制強化に取り組む。【土木部】
- 孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める。【農林水産部】
- 台風等の荒天時における船舶の衝突、乗揚げによる道路橋や防波堤等の被害を防止するため、関係機関と連携し、走錨防止対策の強化等に取り組むとともに、船舶への的確な避難情報の発信に努める。【土木部】

c. 空港機能の強化

- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替機能を確認できるよう、空港間の相互支援体制を構築する。【土木部】
- 但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【土木部】

d. 鉄道機能の強化

- 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、地下駅や鉄道車両基地の浸水対策を促進する。【土木部】

8 行政機能

(1) 警察の災害対応力強化

a. 初動対応力の強化

- 神戸地方気象台等と連携を図り、今後の気象情報等を情報収集し、総合的な分析から被害発生のおそれのある警察署へ機動隊等を先行配置できるよう体制を整備する。【警察本部】
- 警察本部指揮室設置訓練を継続実施し、練度向上に努めるとともに、災害待機宿舎等により初動対応要員を確保する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、今後に向けた検証を実施して災害対応力強化を図る。【警察本部】
- 災害警備本部移設訓練を実施し、迅速な指揮室立ち上げと代替施設の非常電源、通信状況、回線等の確認を実施する。【警察本部】
- 「緊急事態初動マニュアル(大規模自然災害編)」等に基づき、全班や部隊間の連携

を実質的に機能させるための各種訓練を実施する。【警察本部】

- 災害発生直後の初動対応に当たる、被災地を管轄する警察署員（災害対応要員）の災害対応能力の底上げを図る。【警察本部】

b. 救助活動能力の強化

- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【警察本部】
- 避難所等安全が確保できる場所まで避難させるため、管内実態を把握して行政と連携した避難訓練を実施する。【警察本部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【警察本部】
- 被災状況の早期把握や適切な救出救助、部隊展開を行うためのヘリテレステム等による、映像情報配信機能の強化を図る。【警察本部】
- 治安の維持に必要な災害警備体制の確立、救出救助、捜索等に必要な装備資機材の整備を図る。【警察本部】
- 警察災害派遣隊について、練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る。【警察本部】

c. 警察庁舎の耐震化

- 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎施設等の耐震化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用資機材の整備拡充を図る。【警察本部】
- 警察施設の建替等による耐震・耐浪化を推進する。また、新設警察署では、受変電設備や2日間無補給運転可能な自家発電設備の屋上設置、4日間の飲料水を確保できる受水槽、太陽光発電設備の設置を進める。【警察本部】

(2) 消防の災害対応力強化

- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する。【危機管理部】
- 県内各消防本部における消防力確保のため、兵庫県消防学校において消防吏員の養成を行う。【危機管理部】
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、市町等が行う消防団員確保対策を支援する。【危機管理部】
- 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する。【危機管理部】
- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する。【危機管理部】

(3) 県行政の災害対応力強化

a. 県本庁舎の建替整備及び総合庁舎・集合庁舎の耐震化

- 阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた本庁舎（1・2号館、別館、西館、議場棟）が、大規模地震に対する安全性基準を満たしていないことが判明したことから、広域的な防災拠点として高い耐震性能を確保するため、建替整備を行う。

〔県庁舎の耐震診断結果（平成30年度）〕

区分	1号館	別館	西館	2号館	議場棟	(参考) 災害対策 センター
Is値	0.30	0.35	0.16	0.37	0.32	0.9以上

- 総合庁舎・集合庁舎の耐震化を引き続き進めるとともに、水害時の浸水対策を施すなど、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎となるよう、必要な整備を行う。【総務部】

b. 災害時即時対応体制の強化

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持するため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。【危機管理部】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを部局ごとに作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。【危機管理部】
- 災害発生当初の初動緊急対応期において使用する県の応急対応行動シナリオについて、訓練等を通じて職員の習熟を図るとともに、より実践的なものに練り上げる。【危機管理部】
- 防災担当職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【危機管理部】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【危機管理部】
- 災害時に庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、県及び市町の業務継続計画の策定充実に努める。【危機管理部】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、県及び市町の受援体制の整備に努める。【危機管理部】

9 避難支援

a. 避難体制の確保・訓練の実施

- 風水害からの避難を確実にを行うため、市町が避難勧告等の避難情報について対象区域を明確にして適時適切に発令できるよう、県版避難判断のガイドライン等に基づき助言を行う。【危機管理部】
- 住民の主体的な避難行動を支援するため、住民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく「マイ避難カード」作成の取組を県内全域で展開する。【危機管理部】
- 県が実施する合同防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【危機管理部】

- 新たな被害想定に基づいて「市町津波避難計画策定の手引き」を改定し、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われるよう、市町の取組を支援する。【危機管理部】
- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。【教育委員会】
- 地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。【教育委員会】
- ため池下流住民の速やかな避難行動につなげるため、決壊すると住宅等に被害を及ぼす防災重点農業用ため池について、浸水想定区域図やハザードマップの作成・周知を図る。【農林水産部】
- 沿岸市町が、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努めるよう、データ提供などの支援を行う。【危機管理部】
- 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせて実施する。【土木部】
- 地下空間の管理者等に浸水リスクを周知するため、洪水浸水想定区域図により情報提供を行う。【土木部】
- 「フェニックス防災システム」などの機能強化を図り、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【危機管理部】【土木部】

b. 帰宅困難者対策等（通勤・通学者等を含む）の推進

- 民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者等の安全・安心な帰宅を支援する。【危機管理部】
- 関西広域連合の一員として、災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を実施するとともに、新たな協力事業者との協定締結を促進し、帰宅困難者等への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する。【危機管理部】
- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設として県有施設を活用するなど市町の取組を支援する。【危機管理部】

c. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等が連携し、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【危機管理部】【保健医療部】
- 要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう、当該施設管理者等への指導を行う市町の取組を支援し、避難確保計画の作成等を促進する。【危機管理部】【福祉部】【土木部】【教育委員会】

d. 避難所対策

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う県有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【危機管理部】
- 市町と連携し、避難所における生活の質の確保を図る取組（冷暖房機器や段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティション等によるプライバシーの確保、福祉スペースの設置等）や感染症の発生を予防する取組（トイレやごみ処理など避難所における衛生環境の維持への配慮）を進めるため、避難所管理運営指針等の周知を図る。【危機管理部】

e. 仮設住宅対策

- エアコン、調理設備、給湯器等を標準的設備とすることやバリアフリー対応、集会室の整備など、生活の質の確保に配慮した応急仮設住宅の仕様の標準化を図る。【まちづくり部】
- 市町が事前に把握している建設地への整備や民間賃貸住宅の借り上げ等、応急仮設住宅の速やかな整備・確保が可能となるよう、民間事業者団体との協定締結を促進する。【まちづくり部】

10 地域の防災力強化

a. 地域の防災組織の災害対応力強化

- 市町が行う消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【危機管理部】
- 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して、「減災活動の日」における実践活動など県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する「防災力強化県民運動」を推進する。また、NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業に助成する「ひょうご安全の日推進事業」を実施する。【危機管理部】
- 企業等における防災体制の整備、防災訓練の実施、被害想定や復旧計画の策定など、平時からの防災活動を促進するとともに、地域防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。【危機管理部】

b. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援マニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。【県民生活部】
- 災害ボランティア募集に関する的確な情報提供や「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」等を通して、瓦礫撤去や泥かきなど被災地の復旧活動を支援するとともに、「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」等により復興を支援し、災害ボランティアの育成を図る。【県民生活部】

c. こころのケア体制の強化

- 平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時にはDPAT(こころのケアチーム)とDMAT(災害派遣医療チーム)・医療救護チーム、保健師チーム等が連動した全国的派遣体制の整備を推進する。【保健医療部】

11 人材育成

a. 人材の育成、確保

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、建設業団体、近畿地方整備局(リエゾン、TEC-FORCE等)などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る。【土木部】
- 防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターやNPO法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、県職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る。【土木部】【まちづくり部】
- 道路啓開、除雪作業、復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備、平時におけるインフラ・メンテナンス等を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。【産業労働部】【土木部】
- 被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策を支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る。【危機管理部】
- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、県・市町の人材育成を推進する。【危機管理部】
- 地方公共団体の防災担当職員などを対象に、災害対策専門研修を通じて阪神・淡路大震災の経験を具体的に伝えるとともに、最新の研究成果を踏まえ、防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に提供することにより、災害対応能力を向上させる。【危機管理部】
- 市町の下水道部局における人材・組織体制等を整備するため、人材育成、適切な組織体制の構築を支援する。【土木部】
- 冬期交通の安全を確保する除雪業務について、除雪機械運転資格取得に対する補助や除雪オペレータ研修の開催等により、安定的な除雪体制の維持に取り組む。【土木部】

b. 防災教育の実施

- 人と防災未来センターにおいて、阪神・淡路大震災の経験と教訓を分かりやすく展示し、特に子どもたちなどに効果的に情報発信することにより、防災の重要性やいのちの尊さ、ともに生きることの素晴らしさを伝える。【危機管理部】
- 兵庫県立大学において、学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できる防災リーダー教育プログラムを実施し、防災分野の専門教育を行う。また、減災復興政策研究科において、減災社会や復興に貢献する専門人材を育成する。【総務部】
- 「ひょうご安全の日のつどい」の実施等により、阪神・淡路大震災の復旧・復興か

らの教訓の継承・発信を図る。【危機管理部】

- 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓を生かし、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。【教育委員会】

c. 防災・減災研究の推進

- 人と防災未来センターにおいて、阪神・淡路大震災の経験と教訓、学術的な知見や蓄積された研究成果に基づき、我が国の防災上の課題を的確にとらえ、政府・自治体・コミュニティ・企業などの防災政策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施する。【危機管理部】
- 神戸東部新都心を集積する国際防災関係機関等との連携を促進し、調査研究活動を推進する。【危機管理部】

12 老朽化対策

a. 社会基盤施設の老朽化対策

- 県が管理する道路、河川、港湾、海岸、砂防、下水道、空港、漁港等の社会基盤施設について、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。また、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(2024～2033年度)」等に基づき計画的・効率的に老朽化対策を推進し、県土の安全・安心を確保する。【農林水産部】【土木部】
- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラ・メンテナンス研修の継続実施や、老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。また、県内の市町が管理する施設の老朽化対策についての技術的支援を実施する。【農林水産部】【土木部】

b. 公共施設の老朽化対策

- 限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。【総務部】
- 県立学校施設については、計画的な施設の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理への転換を図るため、平成27年度末に策定した「県立学校施設管理計画」に基づき、安全性を最優先した計画的な整備を推進するとともに、施設の機能向上を図る。【教育委員会】
- 兵庫県立大学における教育研究環境の改善・充実を図るため、中長期的な視点に立って、全学的な「施設整備マスタープラン」を策定し、誰もが安全・快適に利用できる施設の計画的な整備と、キャンパスアメニティの向上に努める。【総務部】
- 県立都市公園では、長寿命化対策を進めつつ、令和3年3月に策定したリノベーション計画に基づき、効果的な整備に取り組む。【まちづくり部】
- 県営住宅の長寿命化を進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合

改善事業、住宅地区改良事業等を推進する。【まちづくり部】

- 水道、工業用水道においては、「アセットマネジメント推進計画」に基づく施設更新を着実に進めるとともに、「上・工水道施設維持管理要領」に基づく定期点検の実施と修繕サイクルの最適化により、施設の長寿命化を図る。【企業庁】
- 県民に対し良質な医療を提供していくため、経営状況を踏まえつつ、県立病院施設の計画的な建替整備等を行う。【病院局】

c. その他老朽化対策

- 農業集落排水施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、策定済の基幹的農業水利施設と併せ、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【農林水産部】
- 管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、県、市町、指定検査機関が連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。【環境部】

13 広域連携・官民連携

a. 関西広域連合等による広域応援・受援体制の整備

- 大規模広域災害に備え、国や関係機関・団体と連携を図りながら、関西広域連合・構成団体が一体となった応援・受援体制の整備を図る。【危機管理部】
- 関西広域連合広域防災局として、「関西防災・減災プラン」に基づく広域での調整手順について、関係者が担うべき役割を明確化し、対応をシナリオ化した対応マニュアルを作成する。また、構成団体間のテレビ会議システムの導入や「応援・受援調整支援システム」の改良、様々な防災関連情報の地図上での統合検討など、関西広域連合内の災害時の効率的な情報共有の仕組みづくりを進める。【危機管理部】
- 関西防災・減災プランや関西広域応援・受援実施要綱等に基づく広域応援訓練の実施により、広域連合内の災害対応力・実戦力の向上を図るとともに、災害時相互応援協定による他の広域ブロックとの情報交換や訓練を通じ、相互応援体制を強化する。【危機管理部】
- 関西圏域において、緊急物資円滑供給システムに基づく緊急物資の円滑な供給を図るため、関西広域連合構成団体、民間事業者等と連携したワークショップや訓練などを実施する。【危機管理部】
- 関西広域連合として、関東九都府市の訓練等に参加し、関東エリアとの連携強化を図る。【危機管理部】
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定、広域ブロックや民間事業者と関西広域連合との各種協定等に基づく広域防災体制により、大規模災害に備える。【危機管理部】
- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。【危機管理部】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連

携や防災体制の充実強化を図る。【危機管理部】

- 政府緊急災害現地対策本部の設置及び運営訓練に参加し、政府機関及び府県との連携強化を図る。【危機管理部】
- 近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書に基づいて、連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで広域連携の強化を図る。【企業庁】【土木部】

b. 首都機能のバックアップ

- 首都直下地震等の発生時における経済活動の停止や首都機能の麻痺などによる日本全体の機能不全を防ぐため、関西広域連合と連携しながら、政治、行政、経済の機能・権限の分散を含めた首都機能のバックアップ体制構築に向けた取組を推進する。【企画部】

c. 防災庁創設への働きかけ

- 国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興まで一連の災害対策を担い、平時からの計画づくり、人材育成や将来を見据えた調査研究等を行う防災庁の創設を国に働きかける。あわせて、防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、関係機関が集積する神戸周辺に設置することを国に働きかける。【危機管理部】

d. 災害発生時における国内外への情報発信

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や市町を含む関係機関との連携を強化する。【危機管理部】

V 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画（下記）とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業【別紙2】の計画的な推進を図る。

本計画のフォローアップについては、重要業績指標【別紙3】の目標値をもとに進行管理を行うと共に、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行うものとする。

<強靱化を推進する関連計画>

兵庫県公共施設等総合管理計画【総務部】
兵庫県地域防災計画【危機管理部】
南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム【危機管理部】
日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム【危機管理部】
地震防災緊急事業五箇年計画【危機管理部】
県有施設耐震化計画【危機管理部】
ため池防災工事等推進計画【農林水産部】
農地整備10か年推進プログラム【農林水産部】
第4次山地防災・土砂災害対策計画【農林水産部】【土木部】
第13次鳥獣保護管理事業計画【環境部】
新ひょうごの森づくり（第3期対策）【農林水産部】
災害に強い森づくり【農林水産部】
ひょうご社会基盤整備基本計画【土木部】
ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画【土木部】
ひょうごインフラ整備プログラム【土木部】
津波防災インフラ整備計画【土木部】
日本海津波防災インフラ整備計画【土木部】
地域総合治水推進計画【土木部】
兵庫県高潮対策10箇年計画【土木部】
ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画【土木部】
兵庫県無電柱化推進計画【土木部】
ひょうご道路防災推進10箇年計画【土木部】
道路の整備に関するプログラム【土木部】
兵庫県耐震改修促進計画【まちづくり部】
県立学校施設管理計画（学校施設の老朽化対策の指針）【教育委員会】